

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月12日
【四半期会計期間】	第41期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO） 村山 義男
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	（03）5324-8720
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営企画室長 北川 智哉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	（03）5324-8720
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営企画室長 北川 智哉
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目272番地） 株式会社タカラレーベン横浜支社 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第2四半期 連結累計期間	第41期 第2四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (百万円)	16,237	34,560	55,191
経常利益 (百万円)	910	2,827	5,071
四半期(当期)純利益 (百万円)	712	2,054	3,681
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	717	2,044	3,692
純資産額 (百万円)	18,480	22,546	21,138
総資産額 (百万円)	64,562	70,415	70,277
1株当たり四半期(当期)純利益金 額 (円)	22.15	67.15	116.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	67.10	-
自己資本比率 (%)	28.6	32.0	30.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,574	4,429	11,464
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	565	135	792
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,148	1,237	2,685
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	8,399	20,434	17,377

回次	第40期 第2四半期 連結会計期間	第41期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	41.13	38.37

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第40期第2四半期連結累計期間及び第40期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績・財政状態の分析

当第2四半期連結累計期間における日本経済は、欧州諸国の財政問題、円相場の長期高止まり、新興国の経済成長の減速等により、景気の先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましても、景気の先行き懸念は依然として強いものの、各種住宅需要促進施策の効果等により、一定の回復傾向を見せております。

そのような中、当社は、好調な契約のもと、前期末には現預金及び自己資本が過去最高となり、借入が大幅に減少し、バランスシート調整の成功に至りました。このことから、再成長に耐えうる財務体質を構築することができたと考え、2012年9月に新中期経営計画「Takara Leben Next Stage 2016」を発表し、当社の強みである太陽光発電マンションの推進を中心とした各種施策を掲げ、新たなスタートを切っております。

事業別の業績

当社グループの平成25年3月期第2四半期連結累計期間において、不動産販売事業については、新築分譲マンション事業、戸建分譲事業、リニューアル事業等により、当事業売上高は31,788百万円（前年同四半期比130.6%増）となっております。

不動産賃貸事業については、賃貸マンション、その他事務所及び店舗等の賃貸収入により、当事業売上高は707百万円（前年同四半期比0.0%減）となっております。

不動産管理事業については、管理戸数31,140戸からの管理収入により、当事業売上高は1,264百万円（前年同四半期比13.7%増）となっております。

その他事業については、不動産販売代理受託手数料及び修繕工事の受注による収入等により、当事業売上高は800百万円（前年同四半期比26.5%増）となっております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高34,560百万円（前年同四半期比112.8%増）、営業利益3,088百万円（前年同四半期比131.2%増）、経常利益2,827百万円（前年同四半期比210.4%増）、四半期純利益2,054百万円（前年同四半期比188.2%増）となっております。

財政状態の分析

当社グループの当第2四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は、新築分譲マンションの引渡に伴う現預金の増加等により、総資産は70,415百万円と前連結会計年度末に比べ138百万円増加しております。

（流動資産）

新築分譲マンションの引渡に伴う現預金の増加等により、流動資産は52,600百万円と前連結会計年度末に比べ1,681百万円増加しております。

（固定資産）

事業用資産を売却したこと等により、固定資産は17,814百万円と前連結会計年度末に比べ1,543百万円減少しております。

(流動負債)

借入金の返済等により、流動負債は31,809百万円と前連結会計年度末に比べ5,563百万円減少しております。

(固定負債)

新規仕入に伴う借入金の増加等により、固定負債は16,058百万円と前連結会計年度末に比べ4,292百万円増加しております。

(純資産)

四半期純利益の計上が剰余金の配当及び自己株式の取得額を上回った事により、純資産の合計は22,546百万円と前連結会計年度末に比べ1,408百万円増加しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3,056百万円増加し、20,434百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は4,429百万円(前年同四半期は1,574百万円の減少)となっております。これは主に税金等調整前四半期純利益の増加及びたな卸資産の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は135百万円(前年同四半期は565百万円の減少)となっております。これは主に固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は1,237百万円(前年同四半期は1,148百万円の増加)となっております。これは主に借入金の返済及び自己株式の取得によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります分譲マンション事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,000,000
計	62,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,386,070	33,386,070	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。
計	33,386,070	33,386,070	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

A種新株予約権

決議年月日(発行年月日)	平成24年6月22日(平成24年7月6日)
新株予約権の数(個)	710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年7月10日 至平成64年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,400 資本組入額 35,700(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. 新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- 新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 前記3. に準じて決定する。

B種新株予約権

決議年月日（発行年月日）	平成24年6月22日（平成24年7月6日）
新株予約権の数（個）	325
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	32,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）2
新株予約権の行使期間	自平成24年7月10日 至平成64年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 51,400 資本組入額 25,700（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

- 2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
- 3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- 4．イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
（ ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
（ ）本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した場合
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。
ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	33,386,070	-	4,819	-	4,817

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
村山 義男	東京都板橋区	8,403	25.16
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,422	10.25
株式会社 タカラレーベン	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	3,074	9.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,752	8.24
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行 東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,060	3.17
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,005	3.01
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16番13号)	590	1.76
CBLDN RE FUND 116 (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	MINISTRIES COMPLEX, BLOCK 3, 2ND FLOOR, PO BOX 64, 13001 SAFAT - KUWAIT (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	510	1.52
有限会社 村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	500	1.49
大田 宣明	佐賀県唐津市	475	1.42
計	-	21,793	65.27

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,422千株であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,752千株であります。
3. フィデリティ投信株式会社から、平成24年3月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年3月13日現在で4,400千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社的大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 フィデリティ投信株式会社

住所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

保有株券等の数 4,400,100株

株券等保有割合 13.18%

4. 三井住友信託銀行株式会社から、平成24年8月21日付で同社他2社を共同保有者とする大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年8月15日現在における当社株式を以下のとおり所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,021	3.06
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	102	0.31
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,250	3.74
計	-	2,374	7.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,074,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,310,200	303,102	同上
単元未満株式	普通株式 1,770	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	33,386,070	-	-
総株主の議決権	-	303,102	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
(株)タカラレーベン	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	3,074,100	-	3,074,100	9.2
計	-	3,074,100	-	3,074,100	9.2

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,394	20,451
受取手形及び売掛金	377	373
販売用不動産	1 7,430	1 3,971
仕掛販売用不動産	22,863	1 25,434
その他	2,899	2,409
貸倒引当金	46	39
流動資産合計	50,919	52,600
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 4,537	1 4,460
土地	1 13,487	1 11,953
その他(純額)	69	138
有形固定資産合計	18,095	16,552
無形固定資産	453	428
投資その他の資産		
その他	1,026	1,041
貸倒引当金	217	208
投資その他の資産合計	808	833
固定資産合計	19,357	17,814
資産合計	70,277	70,415
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,165	10,257
短期借入金	5,494	5,125
1年内返済予定の長期借入金	15,887	11,432
未払法人税等	515	657
引当金	257	252
その他	5,052	4,084
流動負債合計	37,372	31,809
固定負債		
長期借入金	10,774	15,099
引当金	248	199
その他	743	759
固定負債合計	11,765	16,058
負債合計	49,138	47,868

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,949	4,947
利益剰余金	13,266	15,042
自己株式	1,890	2,265
株主資本合計	21,145	22,544
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7	17
その他の包括利益累計額合計	7	17
新株予約権	-	19
純資産合計	21,138	22,546
負債純資産合計	70,277	70,415

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	16,237	34,560
売上原価	11,269	27,505
売上総利益	4,967	7,054
販売費及び一般管理費	3,632	3,966
営業利益	1,335	3,088
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	1	2
受取手数料	33	56
持分法による投資利益	17	64
雑収入	25	40
営業外収益合計	81	166
営業外費用		
支払利息	488	421
雑損失	17	5
営業外費用合計	506	427
経常利益	910	2,827
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	-	53
特別利益合計	-	53
特別損失		
子会社株式売却損	49	-
固定資産除却損	6	21
投資有価証券評価損	3	-
その他	-	0
特別損失合計	58	22
税金等調整前四半期純利益	852	2,858
法人税、住民税及び事業税	92	644
法人税等調整額	46	160
法人税等合計	139	804
少数株主損益調整前四半期純利益	712	2,054
四半期純利益	712	2,054

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	712	2,054
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	4	9
その他の包括利益合計	4	9
四半期包括利益	717	2,044
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	717	2,044

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	852	2,858
減価償却費	159	170
株式報酬費用	-	67
引当金の増減額(は減少)	27	69
受取利息及び受取配当金	5	4
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	3	-
支払利息	488	421
固定資産除却損	6	21
子会社株式売却損益(は益)	49	-
売上債権の増減額(は増加)	23	4
たな卸資産の増減額(は増加)	4,342	2,324
仕入債務の増減額(は減少)	403	73
前受金の増減額(は減少)	1,729	679
その他	411	146
小計	1,016	5,335
利息及び配当金の受取額	5	4
利息の支払額	495	414
法人税等の支払額	67	495
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,574	4,429
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3	0
有形固定資産の取得による支出	387	123
無形固定資産の取得による支出	26	13
投資有価証券の取得による支出	12	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	100	-
その他	34	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	565	135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	810	368
長期借入れによる収入	6,567	5,605
長期借入金の返済による支出	5,654	5,735
自己株式の取得による支出	366	424
リース債務の返済による支出	13	36
配当金の支払額	194	278
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,148	1,237
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	991	3,056
現金及び現金同等物の期首残高	9,391	17,377
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,399	20,434

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【追加情報】

(役員退職慰労引当金)

当社は、平成24年6月22日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。制度の廃止に伴い、全取締役の同意を得て、役員退職慰労引当金の全額戻し入れを行い、第1四半期連結会計期間において、役員退職慰労引当金戻入額53百万円を特別利益に計上いたしました。

なお、連結子会社においては役員退職慰労金制度が存続しており、従来通り、内規に基づく連結会計年度末要支給額を負債計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の保有目的の変更

前連結会計年度(平成24年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物19百万円、土地22百万円を販売用不動産に振替えております。

また、保有不動産の一部を転売から自社利用へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用不動産31百万円を建物及び構築物18百万円、土地12百万円に振替えております。

当第2四半期連結会計期間(平成24年9月30日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間において建物及び構築物5百万円、土地1,615百万円を販売用不動産に振替えております。

また、保有不動産の一部を転売から開発及び賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間において仕掛販売用不動産9百万円を建物及び構築物7百万円、土地1百万円に振替えております。

2 偶発債務(保証債務)

連結子会社以外の取引会社等の金融機関等からの借入金に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定 登記完了までの金融機関等に対する 連帯保証債務	5,846百万円	1,562百万円
株式会社アルカ	48	46
計	5,895	1,609

3 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関2社(前連結会計年度3社)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
当座貸越極限度額及び貸出 コミットメントの総額	2,978百万円	2,200百万円
借入実行残高	978	390
差引額	2,000	1,810

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
広告宣伝費	1,323百万円	1,203百万円
販売手数料	6	140
販売促進費	595	849
給料手当	624	601
賞与引当金繰入額	124	132
退職給付費用	21	21
減価償却費	49	60
租税公課	102	122

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	8,415百万円	20,451百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	15	17
現金及び現金同等物	8,399	20,434

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	194	6	平成23年3月31日	平成23年6月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月24日 取締役会	普通株式	126	4	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結会計期間において、平成23年7月25日開催の取締役会議決議に基づき、自己株式を932,500株、404百万円取得いたしました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における自己株式は1,915,271株、1,699百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	278	9	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	151	5	平成24年9月30日	平成24年12月11日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結累計期間において、平成24年5月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を689,800株、424百万円取得いたしました。

このほか、ストック・オプションの行使による自己株式の処分が67,500株、49百万円あった結果、当第2四半期連結会計期間末における自己株式は3,074,171株、2,265百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,785	707	1,111	15,604	632	16,237
セグメント間の内部売上高又は振替高	13	6	5	25	81	106
計	13,798	714	1,116	15,629	714	16,343
セグメント利益	682	315	115	1,113	74	1,188

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、分譲マンションの販売に伴うオプション工事業、不動産販売代理受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,113
「その他」の区分の利益	74
セグメント間取引消去	147
四半期連結損益計算書の営業利益	1,335

当第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産販売 事業	不動産賃貸 事業	不動産管理 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	31,788	707	1,264	33,760	800	34,560
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	4	5	9	41	51
計	31,788	711	1,269	33,769	842	34,612
セグメント利益	2,482	308	103	2,895	189	3,084

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売代理受託事業、修繕工事事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額
の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,895
「その他」の区分の利益	189
セグメント間取引消去	3
四半期連結損益計算書の営業利益	3,088

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	22円15銭	67円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	712	2,054
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	712	2,054
普通株式の期中平均株式数 (千株)	32,187	30,590
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	67円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	25
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません

2【その他】

(1) 決算日後の状況

平成24年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・151百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

(八) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成24年12月11日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

株式会社タカラレーベン
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀彰 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラレーベンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。